

ひとり親の方の資格・技能取得を応援！

指定講座の修了後に受講費用の一部を支給

一般・特定一般
教育訓練

最大

20万円

※ 支払った受講費用の60%

専門実践
教育訓練

最大

40万円

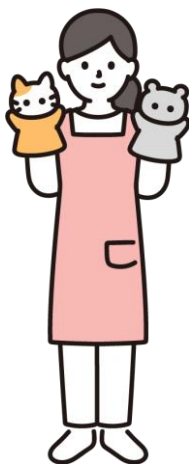
× 修業年数

※ 支払った受講費用の60%／160万円まで

※ 資格を活かし就職した場合、追加支給あり



看護師



保育士



調理師



大型自動車免許

支給要件

以下の要件をすべて満たす方

- ① ひとり親家庭等の親で、20歳未満の子を扶養している
- ② 教育訓練講座の受講が、適職につくために必要と認められる
- ③ 自立支援プログラムの策定を受けている（専門の支援員との面談）

対象となる 国家資格等

雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座。看護師など国家資格のほか、大型自動車免許・簿記検定・宅地建物取引士など。詳しくはお問合せください。

その他

- ① 希望する講座の申込期限の3か月前までに手続きが必要です。受講申し込み後の申請はできませんのでご注意ください。
- ② 雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額を支給します。

問合わせ先

足立区親子支援課事業係（豆の木相談室） ☎ 03-3880-5932
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 中央館3階

詳しくはこちら

